

磐田市役所等の開庁時間に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市役所等の開庁時間に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、磐田市役所等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 磐田市役所 磐田市の事務所の位置を定める条例（平成17年4月1日磐田市条例第1号）に規定する磐田市の事務所をいう。
- (2) 総合健康福祉会館 磐田市総合健康福祉会館条例（平成20年7月3日磐田市条例第29号）第2条に規定する総合健康福祉会館のうち、市職員が主に事務を行う執務室をいう。
- (3) 支所 磐田市支所設置条例（平成17年磐田市条例第14号）第2条に規定する各支所をいう。

(開庁時間)

第3条 磐田市役所等の開庁時間は、別に定めるもののほか、磐田市の休日を定める条例（平成17年4月1日条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除き、午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定は、業務の特殊性その他の事由により、開庁時間外に業務を遂行することを妨げるものではない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年11月2日から施行する。

(政治倫理の確立のための磐田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正)

2 政治倫理の確立のための磐田市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成17年磐田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「執務時間中」を「午前9時から午後4時30分まで」に改める。

(都市計画法施行細則の一部改正)

3 都市計画法施行細則（平成17年磐田市規則第129号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「午前8時30分から午後5時まで」を「午前9時から午後4時30分まで」に改める。

(磐田市建築関係縦覧規則の一部改正)

- 4 磐田市建築関係縦覧規則(平成17年磐田市規則第155号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「午前8時30分から午後5時まで」を「午前9時から午後4時30分まで」に改める。

(磐田市庁舎管理規則の一部改正)

- 5 磐田市庁舎管理規則(平成18年磐田市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「午前7時50分」を「午前9時」に、「午後6時」を「午後4時30分」に改める。

(特定非営利活動促進法施行条例施行細則の一部改正)

- 6 特定非営利活動促進法施行条例施行細則(平成27年磐田市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前9時から午後4時30分まで」に改める。

(磐田市歴史文書館条例施行規則の一部改正)

- 7 磐田市歴史文書館条例施行規則(令和7年磐田市規則第73号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条第2項中「午後5時」を「午後4時30分」に改める。